

## アスベスト(石綿)を含む床材の調査経過報告 (第2報)

アスベストによる健康被害が社会問題化している中で、被害を防止するための対策も、様々な角度から進められております。インテリアフロア工業会加盟会社が過去に製造・販売した、アスベストを含むビニル系床材および床用接着剤の調査結果等に関しましては、既に第1報にてお知らせいたしましたが、その後の調査によりますと、一部の接着剤において使用されている原料に、アスベストが混入していることがわかりました。この接着剤は購入品であったため、購入元の検証が遅れたことで、関係する皆様方にご迷惑をお掛けすることになってしまいました。深くお詫び申し上げます。問題の接着剤は既に出荷を停止しておりますが、この事実をお知らせするとともに、改めて現時点の経過をご報告いたします。

### 1. アスベストを含む床材の製造状況について

現在製造されているビニル系床材には、アスベストは原料として使用されておりませんが、過去の一部の製品には使用されておりました。

なお、製品ごとの製造または取扱い期間等につきましては、別紙(資料1)をご参照ください。

### 2. 現在ご使用中の床材からのアスベストの飛散について

ビニル系床材に使用されているアスベストは、樹脂に練りこまれているか、あるいはアスベストを含有しない表層の裏打ち材として使用されているかのいずれかであり、通常の使用状態における飛散はきわめて少ないものと考えられます。これらは、環境省通達および同省の廃棄物リサイクル対策部 適正処理・不法投棄対策室への確認により、非飛散性アスベスト含有建材(アスベスト成形板)に該当します。(施工された接着剤も同様の確認がとれております。)

また、東京都環境局発行の「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」においてもアスベスト成形板は、使用状態においては表面が安定しており、アスベストの空気中への飛散はないと言われている、と記載されております。

### 3. アスベストを含む床材の解体、改修作業について

建物の解体や改修でビニル系床材を撤去する必要がある場合、剥離または破碎工事が伴うことによって、含まれているアスベストも粉じんとして飛散するおそれがあります。その際には、今年7月1日より施行されました「石綿障害予防規則(分類③)」に則った対策を必ず実施してください。

なお、当工業会では上記「石綿障害予防規則」に則ったビニル系床材を撤去する際の留意事項を、別途「Q&A」で用意しております。

### 4. 健康障害者の発生状況について

加盟会社の報告(資料2)によれば、アスベストに起因する健康障害についての報告は現時点までにはありません。

#### インテリアフロア工業会

アキレス株式会社	タキロン株式会社
株式会社タジマ	東リ株式会社
日東紡績株式会社	フクビ化学工業株式会社
富双合成株式会社	ロンシール工業株式会社